

## お知らせ《Information》

**下北地域県民局県税部からのお知らせ  
～不動産取得税（県税）の軽減制度について～**

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

軽減制度として次のものがあります。

**1 住宅の取得についての軽減制度**

- ・新築（未使用の建売住宅等を含む。）で床面積が50m<sup>2</sup>以上240m<sup>2</sup>以下である住宅（以下「特例適用住宅」といいます。）を取得した場合、最高1,200万円（「特例適用住宅」であり、「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から平成24年3月31日まで取得した場合は1,300万円）が価格から控除されます。
- ・一定の条件を満たす中古住宅（以下「既存住宅」といいます。）を取得した場合、住宅が新築された時期に応じて最高1,200万円が価格から控除されます。

※既存住宅の条件

- ・取得者が自ら居住するものであり、床面積が50m<sup>2</sup>以上240m<sup>2</sup>以下であること
- ・次のア、イのいずれかに当てはまること
  - ア 新築後の経過年数が20年（軽量鉄骨造以外の非木造住宅は25年）以内であること
  - イ 平成17年4月1日以降の取得で、①または②に当てはまること
    - ① 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること
    - ② 新耐震基準に適合していることが証明されたものであること

**2 住宅用土地の取得についての軽減制度**

次のいずれかの要件に当たる場合には、法律で定める金額が税額から減額されます。

- ア 土地を取得した日から3年以内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合
- イ 土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合
- ウ 土地を取得した日前後1年以内にその土地の上にある既存住宅を取得した場合

なお、これらの軽減を受けるためには申告が必要となります。

詳しくは『下北地域県民局県税部 課税課』（☎ 22-8581 内線208）までお問い合わせください。

あなたも参加 わたしもやります“交通安全”

## 平成22年

### 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成22年10月31日現在

	10月中	10月末累計	死 者 の 状 態 シ ー ト ベ ル ト	飲酒運転による死者	2人 (-2)
発生	503件 (-49)	4,699件 (-212)		高齢者の死者 (65歳以上の人)	39人 (+19)
死者	10人 (+1)	55人 (+11)		自動車乗車中の死者	18人 (-3)
傷者	597人 (-84)	5,780人 (-355)		非着用死者	9人 (0)
				着用していれば助かったと思われる人	3人 (-1)

※( )内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

## 冬の交通安全県民運動

毎年この時期は、夕暮れ時・夜間における高齢者の事故や、飲酒運転による重大事故の発生が懸念されるほか、積雪・凍結路面でのスリップ事故が多発する傾向にあります。

交通ルールの遵守と交通マナーの実践について再確認し、県民総ぐるみで交通事故の防止に努めましょう。

**運動の期間**

平成22年12月11日(土)から12月20日(月)までの10日間

**運動の重点**

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 冬道の安全運転の推進
- 4 踏切事故の防止

県民総ぐるみで交通事故を防止しましょう